平成２４年（フ）第２２１号
広島県福山市東陽台１丁目７番８号　ハイツ大門ＦＫ824
債務者　馬屋原美由紀
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２２３号
広島県福山市西新涯町２丁目19番37―２号、旧住所広島県福山市草戸町４丁目12番５号
債務者　高西　和枝
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１３９号
山口県下関市丸山町２丁目13番１号
債務者　松岡　利雄
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
山口県下関市丸山町２丁目13番１号
債務者　松岡美代子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
山口県下関市小月市原町２番４号、前住所福岡市中央区高砂２丁目12番29号
債務者　山田　　稔
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
愛媛県四国中央市川之江町3607番地　インペリアルカジワラ401号、住民票上の住所兼前住所香川県観音寺市豊浜町和田浜1195番地１
債務者　真部　善康
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１２６号
愛媛県西条市三芳192番地　河北１棟24号
債務者　杉　　佳実
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８１０号
兵庫県三田市横山町15番28―203号、従前の住所神戸市北区東有野台２丁目14番地の８
債務者　田中　　功
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１１号
兵庫県三田市横山町15番28―203号、従前の住所神戸市北区東有野台２丁目14番地の８
債務者　田中ゆきえ
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３７号
兵庫県三木市末広３丁目６番９号　サラスヴァーティーＹ103号、従前の住所兵庫県小野市王子町709番地　ハーモニービレッジ108号
債務者　荒田亜由美
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６２号
神戸市東灘区岡本７丁目13番20号
債務者　綾井　裕章
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８９号
神戸市中央区港島中町２丁目３番地の８　ルイシャトレ神戸ポートアイランド403号
債務者　梅原　由香（旧姓霜山）
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１１号
神戸市中央区花隈町３番34―902号
債務者　岡部　広美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２６号
神戸市灘区千旦通４丁目１番２号　101号
債務者　西田喜代美
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２号
宮崎県延岡市昭和町３丁目1860番地
債務者　佐藤　祐彦
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第９０号
沖縄県糸満市字糸満1622番地の１　ＴＫスカイマンション603
債務者　大城　善克
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４５２号
沖縄県浦添市宮城５丁目13番１―309号　神島マンション
債務者　安次富　昇
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部